

第10回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成23年10月4日（火）午後3時～

【場 所】八尾市役所 本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長

吉川委員、前田(公)委員、前田(吉)委員、桶谷委員、笠原委員
北山委員、榊井委員、中野委員、辻井委員、林委員、大本委員
中西委員、小松委員、山崎委員、花嶋委員

【欠席委員】佐郷委員、森本委員、西田委員

【事務局】角柿部長、益井次長、西野課長補佐、安藝係長、瀧澤主査
田口課長、馬場課長、一ノ本課長、松崎、尾縄

1. 開会挨拶（事務局：益井次長）

2. 委員出席状況

3. 配布資料の確認

資料No.21 八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)(案)

4. 議事（議事進行：吉田会長）

新ごみ処理基本計画の計画案について

第1章 総論

第2章 ごみ減量・資源化及び処理の現状と課題

第3章 基本構想

第4章 ごみ処理基本計画の減量目標等計画フレーム

第5章 目標を達成するための基本施策

第6章 計画推進のために

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.21 第1章、第2章

説明をさせていただく前に、今回の資料説明につきましては、資料項目が多岐に渡っておりますので、今までご審議いただきました項目を中心に、説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

説明に先立ちまして、今回の計画案につきましては、答申に向けたたたき台としてお示ししております。事務局としましては、市民の方がご覧になって、計画の方向性が理解できるよう、もう少しフローや体系図を交えた、シンプルで分かりやすいものとしていきたいと考えております。今回いただくご意見を踏まえながら、最終案に向けて精査していただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

なお、更にわかりやすいものとするために、計画案の説明の際に事務局より提案させていただく点につきましては、その都度ご提示させていただきます。

それでは、次第に沿って案件を説明させていただきます。

なお、案件の説明につきましては、資料No.21「新ごみ処理基本計画（案）」に基づき説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1章 総論について説明させていただきます。1-1 ページをご覧ください。

第1節 計画策定の趣旨についてございますが、平成15年9月に策定した「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下、「前計画」という。）は、策定後8年が経過し、この間、八尾市立リサイクルセンターの整備、環境学習の拠点としての八尾市立リサイクルセンター学習プラザを開設するとともに、家庭系ごみの8種分別を全市域で実施しました。また、事業系ごみに関しましては、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度を導入するなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してきました。その結果、市民や事業者におけるごみ減量意識の浸透もあり、本市のごみ排出量は近年減少傾向を示しています。

しかし、本市が直面する重要な課題として、平成33年度に事業が終了する予定である大阪湾フェニックス計画が継続され、将来にわたって最終処分場を安定的に確保することや、これまで大阪市との共同処理で進めてきたごみの焼却処理について、大阪市におけるごみ焼却場の整備・配置計画の検討に伴い、本市におけるごみの焼却処理のあり方についても考えていく必要があります。

このように、本市を取り巻く状況が変化していく中で、平成32年度を目標年度として新しく策定された八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」との整合性を図り、低炭素社会の実現にも資する循環型社会の確立を目指し、今後のごみ減量化やごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となる新たな一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定いたします。

補足説明といたしまして、コラム「一般廃棄物」「低炭素社会の実現」とともに、「循環型社会」の用語についても補足説明させていただく予定です。

続きまして、第2節 計画の性格と位置付けについてでございます。1-2 ページをご覧ください。

①から④までが、本計画の性格と位置づけについての説明でございます。

①本計画は、「八尾市第5次総合計画（やお総合計画2020）」、「八尾市環境総合計画」の一般廃棄物部門との整合性についての説明でございます。

②本計画は、広域的事業についての説明でございます。

③本計画は、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づく適正処理、他の法令との整合性についての説明でございます。

④本計画は、前計画の基本理念である『環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』を継承し、『みんなでつくる環境にやさしい循環型都市やお』を目指して、市民・事業者・行政等の協働によるごみ減量・資源化の展開、一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。こちらについては、これまでの議論を踏まえ、3Rを推進し、循環型都市を目指す本市の基本理念を事務局案として提示し、それに基づく各種施策の展開についてお示ししております。基本理念・事務局案につきましては、後ほど説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、1-3 ページには本計画の性格と位置づけについての図表を示しております。

続きまして、第3章 計画目標年度についてでございますが、平成24年度（2012年度）を初年度とし、9年後の平成32年度（2020年度）を最終目標年度とします。平成27年度（2015年度）を中間目標

年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢が大きく変化したり、廃棄物の適正処理、資源化に関する法律・諸制度が改正された場合など、必要に応じて計画を見直します。

また、1-4 ページには、計画の目標年度を、参考 1 には八尾市第 5 次総合計画概要の基本構想及び前期基本計画を示しております。1-5 ページには、八尾市環境計画の一般廃棄物に関する計画等の抜粋を示しております。

次に、第 2 章 ごみ減量・資源化及び処理の現状と課題でございます。2-1 ページをご覧ください。

まず、第 1 節 八尾市の概況についての説明でございます。

次に、第 2 節 ごみ処理システムの現状について、でございます。2-2 ページをご覧ください。

(1) ごみ処理システムの概要につきましては、2-3 ページの図 2-3 に示しております。

次に、(2) 収集・運搬の現状につきましては、2-5 ページ図 2-4 家庭系ごみの収集区分と内容・集積頻度を示すとおりです。次に、2-6 ページをご覧ください。事業系ごみについては、平成 18 年 6 月から事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度を導入しましたが、それまでは、昭和 45 年 4 月からポリ容器単位で営業用手数料を徴収し、平成 8 年 10 月からは家庭系ごみと同様に有料の事業用指定袋で直営収集していました。事業用手数料は、表 2-1 に示すとおりです。

2) 収集車両台数及び職員数につきましては、表 2-2 のとおりです。

次に、2-7 ページをご覧ください。

(3) 焼却・破砕処理、最終処分場の現状と動向について、1) 焼却・破砕処理施設、最終処分場の概要につきましては、概要を整理したものを表 2-3 のとおりお示ししております。

次に、2-8 ページをご覧ください。2) 焼却処理量の動向につきましては図 2-5 のとおりです。

次に、第 3 節 ごみ排出量の動向とごみ減量の可能性について、でございます。

(1) ごみ排出量の動向についてですが、2-9 ページの図 2-6 に収集ごみ・直接搬入ごみ・人口の推移を示しております。収集ごみについては、分別収集の拡充、ごみ減量意識の浸透等に伴い年々減少傾向を示しております。直接搬入ごみ（平成 18 年度からは許可業者分含む）については、平成 17 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 18 年 6 月に、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可制度の運用を開始し、さらに、許可業者が収集したごみの展開検査と排出者指導等を継続的に実施することにより、平成 18 年度以降大きく減少しました。ただし、最近では 25 千 t で横這い傾向を示しています。

次に、(2) 家庭系ごみの減量の可能性についてですが、平成 22 年度に実施したごみ組成分析調査の結果から、家庭系ごみの減量の可能性について、以下に整理しました。

1) 家庭ごみの組成につきましては、図 2-7 に示しております。また、家庭系ごみのごみ組成概要を 2-10 ページの図 2-8 に示しています。

2) 資源化による減量の可能性につきましては、資源化可能物の割合を整理し、図 2-9 に示しました。紙製容器包装を含む古紙類やプラスチック製容器包装を中心に約 22% が資源化可能物であり、これに剪定枝や厨芥類の堆肥化可能物を加えると約 64% となり、2/3 が減量可能です。

2-11 ページをご覧ください。

3) 発生抑制による減量の可能性について、家庭系ごみに含まれている厨芥類と手を付けていない食料品の割合を図 2-10 に示しました。手を付けていない食料品は、冷蔵庫内の食料品の消費・賞味期限を常に確認し、衝動買いをせず、計画的な食材の購入により削減が可能です。また、厨芥類の 70～80% が水分であり、水切り袋に入れて強く絞る等で 10% 前後の減量が可能です。

次に、(3) 事業系ごみの減量の可能性についてですが、本市では調査をしていませんが、製造業の割合が高く産業立地の状況がよく似ている門真市の事業系ごみの資源化による減量の可能性を図2-11、発生抑制による減量の可能性を図2-12に示しました。家庭系と同じように減量の可能性が高いことが分かります。

次に、第4節 ごみ減量・資源化の現状について、でございます。2-12ページをご覧ください。

(1) ごみ減量・資源化等の取り組み概要についてですが、本市のこれまでのごみ処理・資源化の歩みを表2-4に整理しました。しかし、こちらの表は、清掃事業概要にて既に整理しておりますので、こちらを八尾市の減量・資源化の取り組み等について整理したものと差し替え、次回審議会にてお示しさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

次に、2-19ページをご覧ください。

(2) 資源化量の動向について、市が分別収集した資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、粗大ごみ等から回収した資源回収量と集団回収量をあわせた資源化量の推移を図2-13に示しています。表2-5には、平成22年度における市民1人1日当たりの資源化量を整理しました。全てを合わせると、154g/人/日となっています。

次に、2-20ページをご覧ください。

(3) 分別排出率について、資源化量と家庭系ごみ組成分析調査から得た可燃(燃やす)ごみ及び埋立ごみ中に含まれている資源化可能物の量から求めた分別排出率の現状を表2-6に整理しました。

次に、2-21ページをご覧ください。

第5節 ごみ排出量、資源化量の他都市との比較について、でございます。平成21年度における府内市町村別の市民(町民)1人1日当たりのごみ排出量と資源化量を表2-7に示しております。ごみの排出量につきまして、大阪府下における八尾市の状況は20位と中位のレベルですが、資源化量における集団回収量は6位と上位にあります。しかし、公共の集団回収が行われていないため、その反動で順位は42位と下位に落ち込み、結果、全体の資源化量は18位と中位を占めることとなっております。

次に、2-22ページをご覧ください。

第6節 ごみ処理手数料とごみ処理費用の現状についてでございます。焼却手数料は、大阪市との行政協定に基づく協議の結果、平成20年7月1日から142円/10kgとなっています。なお、ごみの処理経費を表2-8に示しておりますが、清掃事業全体の経費をお示しするため、清掃事業概要中の「清掃事業原価計算総括表」(平成22年度)に置き換える予定でございます。

次に、2-23ページをご覧ください。

第7節 清掃事業関係に係る体制について、でございます。清掃事業関係に係る体制は、図2-14に示すとおりです。

次に、2-25ページをご覧ください。

第8節 計画策定に向けた課題について、でございます。(1) 現行計画の目標達成状況につきましては、平成15年9月に策定した「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」では、目標年度の平成23年度に、表2-9に示す数値目標を掲げており、平成22年度時点での実績と比較して、その達成状況を分析しました。資源類を除くごみ量のうち、収集ごみ(資源類を除く)の平成23年度における数値目標は、平成22年度で既に達成していますが、直接搬入ごみは未達成となっています。これは、平成18年6月からの事業系一般廃棄物(可燃ごみ)収集運搬業許可制度の導入に伴い、これまでの事

業用指定袋（有料）による市収集から許可業者による収集への移行が進んだことによるものです。また、資源類において、本市における資源化の推進の根幹をなす集団回収については、府内でも高い水準にあるものの、社会的な新聞・雑誌等の購読量の低下傾向と同様に、減少傾向にあることや、事業系の資源化量の状況の把握ができていないことなどから目標が未達成となっております。

これらの実績値と数値目標値の達成状況を踏まえ、市民・事業者を問わず、環境へ配慮した行動の浸透に努め、更なる減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

次に、2-26ページをご覧ください。

（2）計画策定に向けた重点課題について、以下、本計画を策定するに向けた重点課題を列挙しました。

- I. 市民や事業者をさらに一層の発生抑制・再使用行動の実践に向けて誘導する。
- II. ごみ減量・資源化に向けて連携を強化する。
- III. 循環型システム構築のための家庭系ごみの有料制について検討する。
- IV. 循環型システムの仕組みをつくる。
- V. 八尾市立リサイクルセンター「学習プラザ『めぐる』」のさらなる活用
- VI. 10年後の将来を見据えた取り組みを進める。

これらの重点課題につきましては、見出し・文章を更に精査し、フロー図を交えた分かりやすい体系図に整理したいと考えております。文章全体の流れは崩すことなく、大幅な変更はいたしませんので、次回の審議会にてご提示できればと考えております。なお、「VI. 10年後の将来を見据えた取り組みを進める」につきましては、本計画の最終のまとめとして引用するため、本項目より削除させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単な説明ではございますが、これらを踏まえましてご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

○会長

今回のごみ処理基本計画は、これまで重ねてきた審議を踏まえて、八尾市が将来に向けたごみ減量の目標値や目標達成のための各種施策が提示されたものである。今後の八尾市の廃棄物行政の方向性を示すものなので、各委員の方々には活発なご意見をお願いしたい。

○委員

有料化が課題に挙がってきているが、第1段階で市民の理解が一番必要。私達は説明を聞いてある程度理解したが、市民に対してどう理解を求めるのか。そこが示されないといけない。アンケートをとるつもりなのか、啓発はどう進めていくのか。計画を立てていくべき。焼却場が八尾市に来ればお金がかかる等、八尾市の現状、実態を市民に示した上で、どう市民が判断するのか。委員が机上の議論を重ねるだけでは、市民に誤解を生むのではないか。

○事務局

有料化の説明については、これまでの審議会でご議論いただきました。今後10年の課題を色々ご説明させていただきましたが、課題を抱えている中で、有料化の検討は避けて通ることはできません。計画の中では検討する必要があると書かせていただいております。有料制について具体的な検討の内容は、今回の計画策定審議会を通していただいた後に、新たに議論していただく場を設けます。そちらで有料化に特化した議論を慎重にさせていただくつもりですので、ご理解いただきたい。

今回の審議会をもって、すぐに有料化ありきではないということです。

○委員

市民の意見を聞いたうえで討議するのと、この審議会だけで議論するのと全然違う。だから、市民にアバウトでもいいから問うて欲しい。

○事務局

今後、取りまとめが全部終了した段階で答申をいただくこととなります。内容については後で説明がありますが、計画の中で、八尾市の状況や課題、抱えている問題に触れさせていただいています。パブリックコメントも設けさせていただいています。その中で、多くの広い意見が出てくると思います。市民の意見を聞く場があるということでご理解いただきたいと思います。

○委員

この審議会で、ごみ袋有料化の話をするとは考えていなかった。前々からそういう話はちらちら出ており、成り行きとして有料化の話になるのは当然のことで仕方ないと思うが、市は、有料化のおおまかなところを決めると考えられておられるのか。当初から有料化の議論が目的ならそういうことで臨んだが、今回はごみ減量の議論だと思っていた。

○事務局

この審議会でも有料化決定と考えているわけではありません。有料化も考えなければならないと計画に盛り込ませていただいた上で、次の有料化に特化した別の審議会を立ち上げていきたいと考えています。

○委員

有料化というのはとても重要な問題。新たなメンバーを組んで議論される場をつくるべき。初めから有料化を前提にして、他市の状況とかいろいろな資料を用意して議論していかないといけない。この審議会の中で有料化をまとめてしまうということはあるてはならない。とんでもないことだと思う。すごい波紋の広がる大きな問題なので、慎重に進めていかなければならない。ここまで話が進むとは思っていなかった。

○委員

各党が出している活動報告に、平成 25 年から有料化を実施と記載されていた。これは決定事項なのか。食い違う点があるのではないか。

○事務局

粗大ごみの有料化は、すでに前回の審議会でも実施についての答申をいただき、平成 25 年度導入で、減量目標の数値を設定しています。粗大ごみについては、平成 25 年度に導入するという書き方をしています。家庭ごみの有料化については、中間目標年度までに有料化実施を前提条件として目標設定をしましたということです。

○委員

2-3 のチャート図について教えていただきたい。埋立ごみの袋にいれたごみは、一般廃棄物最終処分場に運ばれて処理されるが、埋立ごみの袋に入らないごみはどのように処分するのか。2-5 ページ、下から 2 番目「埋立ごみ」の欄外に、コンクリートや鉄の塊、瓦、庭石や庭土などは収集できませんと記述がある。埋立ごみの袋の中にこれらは入れられないということだが、これらの埋立ごみが発生した場合はどのように処分しているのか。また、埋立ごみの品目中にコップ、資源ごみの品目中にびんと書いてある。びんとコップは材質的には似たようなものだと思うが、どう違うの

か。

○事務局

袋に入らない埋立ごみは、タウンページなどで回収業者を探していただいています。市では回収していません。

○委員

そういう専門業者があるのか。例えば瓦が割れてごみになったとすると、回収してくれる業者があるのか。

○事務局

具体的にはわかりませんが、業者が回収していると思います。

○委員

私の自宅の裏庭に小さい古墳がある。そこにコンクリートや瓦、庭土を廃棄する人がいる。古墳は私の私有地ではないが、その周辺は私の畑なので畑に埋め立てたりして処分している。庭仕事をされている近隣の方が、土を廃棄するとき古墳に廃棄される。それは具合悪い。これを埋立ごみの中に入れることはできないのか。埋立ごみの品目中に植木鉢がある。瓦と植木鉢は材質がよく似ていると思うのだが。それに連動してコップとびんはどう違うかとお質問させていただいた。お教え願いたい。

○事務局

瓦と植木鉢は材質的にはほぼ変わりません。瓦は建物を構築する材料のひとつなので、建築物を解体して処分する場合、建築廃材という部類になります。柱、瓦、襖など、埋め立ててしまえるものと燃やすものがあり、一般廃棄物として処理できるものもたくさんありますが、それらは含めて例えば解体業者がその作業をすれば、それはまとめて全部産業廃棄物ということになります。一般廃棄物か産業廃棄物かという入れ口部分で、処理ルートが産業廃棄物側に変ってきます。われわれ八尾市が管理しているのは、あくまで一般廃棄物の処理を行うという立場ですので、産業廃棄物については、産業廃棄物側の処理ルートをお願いをするということになります。日々、埋立処分の業務の中でそういったお問い合わせをいただきますが、瓦については八尾市の埋立処分場で処理するのはお断りをさせていただいているという状況です。

○委員

産業廃棄物であるとおっしゃったのはよくわかる。事業として反復して排出されるということではなく、台風で瓦が割れたとか、一般のレベルの場合はどうするのか。

○事務局

これもよくあるケースですが、庭土、瓦など少量なので処理をお願いしたいということで、市民の方が埋立処分地にお越しになることがあります。杓子定規で申し訳ありませんが、量の多寡についてはどれぐらいだといいいのか基準を定めてしまうと、本来産業廃棄物に入れなければならないものも一般廃棄物に入れるということになってきます。廃棄物処理法の示す、適切な廃棄物の処理をゆがめてしまいかねませんので、市民の方からお叱りを受けることもあります。申し訳ありませんが専門の業者に処理をお願いするということでお断りさせていただいているのが現状です。

○委員

産業廃棄物は、量がたくさんあれば業者に頼むことができる。ただ植木鉢1個割れましたとなると処分の方法がない。そうすると、今おっしゃったように古墳とか山に行ったときに廃棄するとい

うことになる。わずかな量でも処理できることを示してもらえると、不法に投棄するようなことになるのではないかと。何かいい方法はないのか。

○委員

基本的に埋立ごみに出せない瓦、コンクリート、庭石など業者に頼んで回収してもらおうというようなもの、例えば、瓦が台風で1枚割れたなどの場合。それを埋立ごみの袋に入れても回収してもらえと思う。埋立ごみの袋に入るようなものであれば、たぶんそんなに問題にならないと思う。回収できずと謳うと、コンクリート等大量が出てしまうと問題になる。しかし、常識的な範囲であれば問題ない。疑問に思ったら、事業課にお問い合わせいただければ対処できると思う。

○委員

今、おっしゃったことでよく理解できた。びんとコップのこともお答えいただければと思う。

○委員

有料化の問題は、この審議会で話したと記録されるのか、そうすると正式に議論されて賛同を得たということになってしまうのではないかと。

○事務局

ここで議論いただいた内容をもって、すぐに有料化というわけではありません。ただ、これまでの審議会の中で八尾工場の話、フェニックスの話もさせていただきました。いろんな課題がある中で、今後10年で有料化についても検討しないわけにはいかないとご説明させていただいています。今回の計画の中で、この10年の間で八尾市は有料化について検討をさせていただきますよということを盛り込みます。この議論を持って、有料化に舵をとるということではなく、別に議論の場を設けてご判断いただくということに変わりはありません。

○委員

この場で賛成している人もいるということになるとおかしいことになるのではないかと。

○事務局

ここで議論したことは、議事録として残っています。この議論をもって計画を答申いただくという内容になりますので、当然その裏づけはされています。

○委員

廃棄物減量等推進審議会という名の下にわれわれ委員が参画させていただいている。今までの八尾市のごみ問題に対する対応と今後のことを考えて、ごみを減量しないとどうにもならないという状況になることははっきりしている。審議会としては、おのずと現状のままかあるいは市民に負担をお願いするかという議論になるのは自然と思われる。審議会の義務として、一定の方向付けはしなければならない。有料化問題については、われわれの議論も踏まえながらそういう問題に対する検討委員会を立ち上げてそこで審議して結論を出したいということだから、われわれとしては二段構えの現状を見ながら将来どうしていくかということを最終的に議論する必要がある。

○会長

今までの流れを整理させていただくと、審議会の中で市の財政を考えると、有料化を検討しないと仕方がない状況に来ている。有料化の是非も含めて、この審議会が終わった後、別の審議会を立ち上げるという話だった。ところが、さらに深く財政問題を検討すると、それではとても無理である。大阪市の焼却施設もだめになることを考えると、「有料化の是非を含めて」ではなく、「有料化を前提」とする審議会を立ち上げるを得ないということが、前々回の審議会でも議論された。前回、

第9回の審議会で、有料化を前提とする審議会を立ち上げること。また、有料化の内容については審議会の中で議論していくことが決定したはず。それが、またこんな話が出てきている。なぜ今までの議論の場で意見を言ってくれなかったのか。次回の審議会で答申（案）を決定しないとイケない。今こんな議論をしている場合ではない。

○委員

今、会長がおっしゃったことでいいと思うが、私がなぜあえてこういう発言をしたかという、今度のまとめに有料化の記述が出るような雰囲気がしたからである。

○会長

そういう心配はないと思う。

○委員

それなら結構です。

○委員

この資料2-9の(2)家庭ごみの減量の可能性について。私は自宅でごみ排出のときに減量を意識している。できることはたくさんある。第一に排出方法。これは集団回収、容器包装プラスチック、集団回収の中でも新聞やダンボール、古本は出している。紙製の容器包装、食べ物でいえばカレーとかパウチ袋の包装、化粧品、医薬品の包装、ティッシュペーパー箱、包装紙等のミックスペーパーは、月9kg程排出される。新聞紙と同じ位の量である。日常生活の中で箱とか破ってしまったり、よごれると可燃ごみになる。布、アルミ缶、スチール缶集団回収で収集している。容器包装は、スーパーで買い物した後、すぐにトレイをスーパーの回収箱に入れたりしている。そういうことが出来れば、可燃ごみは半減するのではないか。リサイクルできない厨芥類、野菜、食べ残し等、堆肥化している家はいいが、一般家庭ではむづかしい。野菜もできるだけ水分を含まないように気をつけると20%ほどの減量になる。学習プラザで学んでもらうとか、市民啓発していてもらいたい。

○会長

有料化するにあたっては、減量をどうするかマニュアル、指針をきっちり示していただければやりやすい。そういう努力は絶対必要。有料になれば勝手に減量するというような甘いものではない。そこはきっちりしないと必ず失敗する。

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.21 第3章、第4章

それでは、第3章 基本構想について説明させていただきます。

3-1 ページをご覧ください。

まず、第1節 基本理念といたしまして、『環境にやさしいコミュニティ』を形成し、『ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』の構築を目指すこととしておりますが、これは前期基本計画の基本理念でございますので、この基本理念を踏襲した事務局案といたしまして、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市「やお」」をご提案させていただくものです。

基本理念の示すところとしまして、みんなとは、市民・事業者・行政等を指し、協働で環境に優しい循環型都市を創ることを目指し、本理念を設定いたしました。なお、今まで審議いただいた内容を踏まえ、現状の課題を解決するための提案や方針を示しておりますが、これらの要点を簡潔にま

とめ、フロー図や体系図を加えながら、誰が見ても分かりやすく理解できるものとなるようシンプルなものとして取りまとめさせていただきたいと考えております。こちらにつきましては、次回審議会にてご提示させていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

次に、第2節 基本方針につきまして、基本理念・事務局案『みんなでつくる環境にやさしい循環型都市「やお」』の構築を目指すため、

- (1) パートナーシップの構築
- (2) 持続的に発展可能なシステムへの転換
- (3) 循環型システムの構築
- (4) 事業系ごみの減量・資源化施策の推進
- (5) 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進
- (6) 安全・安心なごみ処理の推進

の6つの基本方針を定めました。それぞれの基本方針の説明については3-2から3-3ページに示すとおりです。

次に、第3節 市民・事業者・行政の責務につきまして、市民・事業者・行政の三者が連携して、基本理念・事務局案『みんなでつくる環境にやさしい循環型都市やお』の構築を目指すため、各々の責務を以下のように整理しました。

- (1) 市民の責務
- (2) 事業者の責務
- (3) 行政の責務

これらにつきましても、基本理念の示し方と同様に、要点を簡潔にまとめ、フロー図や体系図を加えながら、誰が見ても分かりやすく理解できるものとなるようシンプルなものとして取りまとめさせていただきたいと考えております。こちらにつきましても、次回審議会にてご提示させていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

続きまして、第4章 ごみ処理基本計画の減量目標等計画フレームについて説明させていただきます。4-1ページをご覧ください。

第1節 ごみ排出量の動向について、本計画の減量目標等の計画フレームを設定するにあたり、本市の最近のごみ排出量の動向を図4-1に整理しました。また、市民1人1日当たりの収集ごみ（集団回収量含む）、直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）の排出量の動向を図4-2に示しています。

第2節 減量目標等計画フレームの設定について、(1) ごみの発生と発生抑制・再使用、資源化によるごみ減量・ごみ処理の流れについてですが、ごみの流れは4-3ページの図4-3に示すとおりです。

以上がごみの流れとなっています。また、生産・流通から処理・処分の物の流れとごみの減量過程の概念は、4-4ページの図4-4に示すとおりです。

次に、4-5ページをご覧ください。

(2) 将来のごみ発生量の予測について、将来のごみ発生量は、家庭系ごみ、事業系ごみとも、市民1人1日当たりのごみ発生量（ごみ排出量に、集団回収量や生ごみ堆肥化容器等による推定堆肥化量を加えたごみ量）に将来人口と年間日数を乗じた量としました。参考といたしまして、4-6ページの図4-6にお示ししております。

将来人口は図4-5に示す、八尾市第5次総合計画の将来の想定人口としました。なお、将来ごみ発生量予測のための市民1人1日当たりのごみ発生量、表4-1は、平成22年度の実績値でそのまま推移するものとしました。将来のごみ発生量は、今後の景気の変動、高齢化の進展等により変化が予想されますが、現時点でそれらを定量化することは困難であり、人口の減少による自然減のみを見込みました。また、事業系ごみについては、事業活動量を発生量予測のための基準とすべきとする考えもありますが、本計画の対象としている事業系ごみは、主として飲食・販売業・サービス業からのごみ排出量の割合が高く、これらのごみ排出量は都市の規模（人口規模）にほぼ比例すると考えられるため、市民1人1日当たりを基準としました。

次に、4-6ページをご覧ください。

(3) 減量目標等計画フレーム設定における課題についてですが、減量目標等計画フレームを設定するに当たり、2つの課題を考慮しました。一つは、現行の大阪湾フェニックス計画が平成33年度に終了するため、次期計画の検討が行われている中で、環境省等から近畿圏での3Rの取り組みの遅れを指摘されたことから、搬入市町村（近畿2府4県168市町村）はごみの減量等に向けたより一層の努力が求められていることです。もう一つは、これまで本市から排出される可燃ごみの焼却処理は、大阪市との共同処理（行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場）で行ってきましたが、大阪市域におけるごみの減量等に伴い、大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、近い将来、焼却工場の施設整備や管理運営といった負担が必要となってくることが予想され、整備費及び維持管理費をできる限り圧縮するため、今のうちにごみ減量化に向けた取り組みを進めておく必要があることです。

次に、4-7ページをご覧ください。

(4) 減量目標等計画フレームの設定について、1) 設定手順につきましては、減量目標等計画フレームの設定の流れを図4-7に示しました。なお、課題を解消するため、第5章で示す各施策を実施するとともに、前回の八尾市廃棄物減量等推進審議会で既に答申をいただいた粗大ごみの有料制については、平成25年度導入することとし、新規施策の内容については今後、慎重に議論・検討していく予定ですが、中間目標年度までに家庭ごみの有料化を導入することを前提条件として目標を設定しました。

次に、4-8ページをご覧ください。

2) 減量目標設定に関する個別施策ごとの考え方について、減量目標は、基本的には、以下に示すように「市民1人1日当たり」の減量目標に、該当する年度の「達成率」（最終目標年度で100）、「当該年度の人口」、「年間日数」を乗じて減量目標量としています。また、最終目標年度の減量目標設定の考え方を、4-9ページの表4-3に整理しました。

次に4-10ページをご覧ください。

3) 減量目標について、基本理念・事務局案『みんなでつくる環境にやさしい循環型都市「やお」』を目指した最終目標年度（平成32年度）の減量目標を設定しました。

こちらについては、現在の全体減量目標と個別減量目標をもう少し整理し、フロー図や体系図を交えながら、減量・資源化の目標達成の成果へと繋がるよう、整理したいと考えております。次回審議会にてお示しできるよう整理いたしますのでよろしくお願いたします。

また、全体減量目標と個別減量目標をグラフ化したものを、4-11ページの図4-8に示しております。こちらにつきましては、4-12ページでお示しする(5) 減量目標と計画収集量・処理量

の基本フレームを整理したものとお示しする予定でございます。グラフにつきましては、計画収集量・資源化されている量を除くごみ処理量・資源化量をもう少しシンプルにまとめる予定でございます。基本フレームにつきましては、市民一人一日あたりの量をもう少し整理してお示しする予定でございます。

なお、4-13ページ図4-9につきましては、削除させていただく予定でございますのでよろしくお願いいいたします。

以上、簡単な説明ではございますが、これらを踏まえましてご意見いただきますようよろしくお願いいいたします。

○委員

生ごみの水切りをするとごみ量が10%削減できるという話はいつも出る。私はずっと実践しています。でも、これを言われるということは実践していない人がいかに多いかということか。そういうことを把握されているのか。それが出来ているのなら、ごみはもっと減っているはず。そんなことくらいできないのかと思う。私は、いつも古いストッキングで水切りをしてごみを出している。その努力を、みんなが、していないのはどういうことか。

○副会長

ごみの調査をしている。本当はもっと早い段階でデータを出した方が良かった。八尾市がごみ質調査されるときに、ごみ袋の中の水切り袋を絞ったら、後どれくらい水が絞れるかと調査した。そうすると、ほぼ水がでなかった。みなさんそれなりに水切りをしておられるようである。調査対象にしたごみ袋は30袋だけだったが、ひどい状態だったのは1袋だけで、全体としては悪くなかった。家庭ごみで水切りをすれば画期的に減るというわけではないように思う。むしろ手付かずで捨てられている食品や食べ残しの重さの方が多い。

○委員

水切りのことについて。食べ残しや野菜など炊いたものは中々水気がとれない。絞れるものは絞ると10%減量になる。生野菜は水分を含むと20%増える。生は絞ることができない。キャベツのしんとか中々水分とれない。野菜を乾燥させて食べると良い。乾燥させると85%嵩が減る。いろいろな方法がある。

○会長

アイデア集を作って配ったらいいと思う。

○委員

町会で地域一斉清掃すると、すごい量のごみが出る。川べり、公園、空き地で集めた草木の残骸が相当な量になる。植木屋さんがトラックで運んで行かれる。その植木や草のごみはどう処理しているのか。燃やしているのか。

○事務局

地域一斉清掃で出たごみは、市で回収して焼却工場で燃やしています。植木屋さんが持っているごみも同様です。

○委員

焼却にはかなり費用がかかるのではないか。さきほどから話題に出ている生野菜、食べ残しは全部肥料になる。小さいコンポストを市民に無料で配布してはどうか。植木、食べ残しなどあらゆるものを資源として考える、市でそういう施策をとられたらどうか。焼却工場で燃やすのは時代に合

わないと思う。そこまで努力してから、有料化の話につながると思う。まだまだできることが残っているのではないかと。

○会長

非常にいいご提案をいただいた。植木の剪定枝は、泉佐野市や大東市で集めてコンポストにしている会社があるので、そこに植木屋さんが持っていけば良い。できた製品を買えば砂利が混じっているという話もあるので、今後、業者が改良していかなければならない点もある。そういうところを市が斡旋して紹介すればいい。昔は野焼きをしていたが、今はできない。植木屋さんから焼却費用をいただいているのか。

○事務局

植木屋さんが自分で運ばれる場合は、同じ焼却費用をいただいています。それは剪定の料金の中に含まれていると思います。植木屋さんが、剪定枝をごみとして市域をまたいで運搬するには許可があります。有価物として運んで、剪定枝が売れるということになれば適用外になりますが、おそらく、持ち込んだ場合は処理費用をとられることになると思います。あくまでもごみ扱いになるので、市が代替で運ばないと、運搬自身が廃棄物処理法にひっかかるということになります。そこは慎重に進めないといけないと思います。

○会長

そこは慎重に進めていただきたい。循環型社会を目指しているのだから、燃やすのではなく資源化するという方向でいきたい。同じお金を使うのならその方がいいのではないかと。

○副会長

最終処分場のところを工夫して、緑のリサイクルセンターのようなものを考えていただいたらと思う。そういう細かい話は5章に記載すればいい。計画をきちんと作るためには、廃棄物処理法が求めている要件として、ごみを将来どう分別するという区分と、将来の処理する体制を計画に書かないといけないということになっている。計画の中では、現状と課題の中にはそれが載っている。例えば2-4 ページ、収集・運搬の現状とか、さきほど排出の仕方が議論になったが、そのような現状について書く。将来これをやっていくなら、それは3、4章にこういう区分でやりますということを改めて書いた方がいいと思う。将来の計画として、今後こういう区分にする、同じならば同じで良い。その中で、先ほどの産業廃棄物に相当するものは収集しませんとか、将来粗大ごみ有料化になったら、例えば少量の瓦とかコンクリートだと引き取り料がいくらですとか。これは収集する、これは収集できない、これは責任の主体は誰だと等を整理して書かれると、先ほどのような疑問にきちんと答えられるのではないかと。処理するごみの区分、体制についての記述を入れるようお願いしたい。

○委員

3-3 ページ、市民・事業者・行政の責務の箇所について。これから有料化していこうというときに、行政の施策にかかる経費がそれぞれどれくらいであるとか、このごみはどれ位の歩留まりで運んで、それをどこに持って行って最終的にどう処理したかということをしつかりと市民に報告する義務があるのではないかと。その辺りについて、ここには少し情報の収集と提供と書いてあるが、もっとしつかりと廃棄物に関する色々な情報を開示していくということを記述されてはいかかか。それに基づいて、どうすればいいのか考えることになる。そうすると、市民の側があれもこれもやっ

て欲しい要望するのでなく、むしろ自分たちで出来ることはやろうということに繋がっていくのではないかと思う。

○会長

情報の開示と透明性について、よろしくお願ひしたい。

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.21 第5章、第6章

第5章目標を達成するための基本施策について説明させていただきます。5-1 ページをご覧ください。基本理念事務局案「みんなで作る環境にやさしい循環型都市八尾の創造」を実現するための基本施策を以下に記述しています。まず、第1節パートナーシップの構築について。（1）市民、事業者及び行政の相互理解と協力体制の構築の基本方針および主な施策を提示させていただいています。（2）ごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実についても基本方針および主な施策を提示させていただいています。次に、第2節持続的に発展可能なシステムへの転換について。こちらも前回からの継続施策ですので、説明は割愛させていただきます。ただし、（3）店頭等における資源回収の促進については、公共施設等での資源回収がなされておられませんので、公共施設等における拠点回収の整備について追加させていただきます。また、公共施設等における拠点回収の整備についての文章の追加に伴い、③公共施設等における拠点回収の整備を追加させていただきます。（4）再生紙等の再生品の利用拡大について。基本方針および主な施策を提示しています。次に第3節循環型システムの構築について。5-6 ページをご覧ください。こちらも基本方針および主な施策を提示しています。コラム廃棄物減量等推進員による集団回収活動内容の紹介の例については、申し訳ありませんが削除させていただく予定です。次に（2）循環型システム構築のための家庭系ごみの有料制の導入について。基本方針および主な施策を提示しています。家庭ごみ、粗大ごみの有料制の導入について言及しています。次に第4節事業系ごみの減量・資源化施策の推進について。5-8 ページをご覧ください。（1）排出者責任意識の定着について、基本方針および主な施策を提示しています。（2）事業者に対する減量指導の強化についても基本方針および主な施策を提示しています。（3）展開検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施についても基本方針および主な施策を提示しています。（4）食品廃棄物の資源化の促進について基本方針および主な施策を提示しています。これは平成23年4月より既に実施しております。次に第5節家庭系ごみの減量・資源化施策の推進について。5-10 ページをご覧ください。（1）環境教育・環境学習、市民啓発の推進について、基本方針および主な施策を提示しています。なお、コラム環境教育の他市事例については、申し訳ありませんが削除させていただく予定です。（2）生ごみ減量・資源化の推進について、基本方針および主な施策を提示しています。（3）レジ袋やトレイの削減量り売りの浸透については前回からの継続施策ですので、説明を割愛させていただきます。（4）分別収集の拡充、こちらも基本方針および主な施策を提示しています。また、こちらに示している収集頻度の見直し、容器包装プラスチックについては分別収集の拡充等と直接関係しませんので、この項は削除させていただきます。次に第6節安全・安心なごみ処理の推進について。（1）資源化の推進と適正処理、市民ニーズに適した分別収集体制の確立について。基本方針および主な施策を提示しています。（2）効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立、（3）既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と施設等の延命化、（4）次期焼却施設の方向性について

の調査研究、(5) 最終処分場の安定的な確保、(6) 不適正処理の防止は継続施策ですので説明を割愛させていただきます。(7) 廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実については、基本方針および主な施策を明示しています。続いて第6章計画推進のために、6-1 ページをご覧ください。基本方針として、本計画の実現に向けてごみ減量・資源化、適正処理等の事業を着実に推進するため、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき計画の進行管理を行います。また、計画推進のための体制を充実します。なお、基本方針中の環境マネジメントシステムについては、PDCAサイクルと標記するのが適切だと思いますので、以下置き換えさせていただきます。主な施策としまして①PDCAサイクルの考え方に基づく計画の進行管理、②計画推進体制の確立を推進していきます。以上、かなり説明を割愛して申し訳ございません。ご意見いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員

5-10 ページ、下から 10 行目、主な施策の中に、「こどもたちのための環境教育プログラム作成と環境教育の実施」とあるが、具体的にどういうことを考えておられるのか。

○事務局

主な施策としてお示ししております「環境出前講座」を実施しています。こちらはすでに各小学校に環境事業課の職員を派遣し、小学生に資源循環の大切さなどのご指導をさせていただいています。また、当然出前講座を通じて、学校のごみ担当の職員さんと連携も図られていくと考えております。食育と関係した環境教育の実施、さきほどもお話がありましたが、食べ残しが減ることによってごみ減量につながっていくので、今後は学校の給食に関係した食育が出来ればと考えています。また、企業、NPOとの連携も図っていきます。環境学習の充実として、学習プラザ「めぐる」はとても良い施設なので、活用していきます。施設見学会の受け入れもしていますので、行政からのPRも発信していければと考えています。市民啓発の推進としては、ホームページや市政だよりを活用した広報や啓発の冊子の充実ということで、冊子も今後発信していければと考えているところでございます。

○委員

私自身、北山委員と同様に、いかに周囲の方にごみ減量について知ってもらおうか考えている。われわれ商店街だが、商店街でDVDを見せようと思っても来てくれる人は少ない。ですから学校では半強制的に教育できるので、そこから教育しないといけない。最近、犬の散歩にごみ袋を持参している人が増えているが、10年位前までは少なかった。時間かかるけど、啓発してかないと町はよくなると思うのでよろしくお願いいたします。

○委員

5-7 ページ、粗大ごみの有料制の導入の仔細な記述がある。これは前回の審議会の答申かと思うが、それから3年近くになる。なぜ3年も経っても導入されていないのか、いつから導入するつもりなのか。計画があれば教えていただきたい。

○事務局

制度設計もございまして、諸事情がありまして有料制が出来ていないのが現状です。審議会の答申をいただいて3年経っていますので、粗大ごみについては、事務局ではすぐにでも有料化導入したいと考えています。こちらの記載のとおり、早期に導入させていただくという考え方です。

○会長

導入の際には、市民への周知を充分にさせていただきたい。その次は、家庭ごみの有料制の導入という課題がある。前回と前々回に審議した内容は、有料制を前提とした審議会を立ち上げますと決めたが、この審議会として目指すとは決めていない。「有料化を前提とする審議会を立ち上げることに同意します」と、この審議会で決まった。「導入を目指します」とは決まっていない。そこをはっきりさせていただきたい。

○事務局

ここの文章表現を考えます。次回お示しさせていただきます。

○会長

それから、循環型社会のシステムの構築をしますとあるが、言葉で説明してもわからないので、環境省が出しているような絵を描いて欲しい。ごみ量に応じて矢印の太さを変えて、最後は細くなって焼却処分されるというような図。今までは全部焼却処分されていた剪定枝は、資源化されるとかそういう循環型もあるということを描でわかるようにしていただいたら、市民に対してわかりやすいと思う。文章だけではわかりにくい。

○委員

粗大ごみの有料化が、それ自身が循環型にする可能性がある。新しいものと入れ替える時、まだまだ利用可能なものがごみになる可能性がある。それを完全につぶしてごみにするのか。再利用するのか。粗大ごみの処分については、大きさによって処分費を決めるようになると思う。昔は、引越しの時など、壊れてなくても使えるようなものをごみに出すと、必要な人がもらっていた。そういう手間を惜しんでごみにしてしまうのか。粗大ごみ有料化のときは、そこも含めて考えていただきたい。

○事務局

この審議会でも、「交換ボートの拡充」等書かせていただきました。基本的には、不要品はリサイクルしていただきたい。ただ、慎重に取り扱わないといけないのは思い出の品とか他人に使われたくないものを粗大ごみとして出されていた場合。そういうものには配慮が必要だと思います。

○委員

小さいものは学習プラザ「めぐる」でリサイクルしている。

○会長

ただ、場所が狭いので、大きな家具は中々置けない。

○事務局

「めぐる」でのリサイクルのシステムをご存知ない方もいらっしゃるようなので、PRも含めて活用の方法を考えていきたいと思います。

○委員

それに関しては、もちろん行政でやることを考えていただければいいと思うが、先ほども申しましたが、行政でやるとすごくお金がかかる。むしろ民間の不要品買取業者についての情報提供をしていただいた方が良い。粗大ごみの処理が有料であれば、お金を払って処理してもらうよりも、ただでもいいから引き取って再利用に回した方が市民としては助かる。だからこそ、処理するのにお金がかかるという仕組みが必要だと思う。

○会長

以前に箕面市や西宮市の見学に行った。箕面市では、焼却場の横に広いリサイクルセンターを作って、家具などあらゆるものを展示している。家具は新品に近いものもあり、衣料品や本も展示してあった。本は、1人3冊まで持って帰って下さいということだった。自転車は工房があって、3台の自転車を集めて1台を作ることができる。昔自転車屋さんをしていた方が教えていた。そういうシステム作っているのを見て、感動した。家具もいいのがあってももらう人が少ないので、大阪市など他市の人を持って帰ることができる。八尾市でも、場所さえあればできるのではないか。自転車の再構築は親子で取り組んでいて、教育のためにも良い。一度見学にいかれたらいいと思う。

○会長

それでは、すべて審議は終了しました。いろいろご意見いただきありがとうございました。次回は、今回いただいたご意見を踏まえた「新ごみ処理基本計画案」を提示させていただく予定である。審議は次回が最後になるので、よろしくをお願いしたい。

○事務局

次回審議会は、11月10日(木)の午前10時からを予定しています。場所は、市役所6階研修室です。資料は事前にご送付させていただきます。本日はありがとうございました。

5. 閉会